

PAL

連合会だより「パル」

PALひろば
“共済”南北

今回は 愛知

茶臼山高原
「天空の花回廊 芝桜の丘」
(愛知県北設楽郡豊根村)



今号の
主要項目

- 令和3年度 地方公務員共済組合の長期給付事業の概況
- 令和4年度 第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況
- 令和5年度における地方公務員共済組合の事業運営について
- 令和5年度の年金額改定についてお知らせします

CONTENTS

主要項目

1

令和3年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況

[総務部企画課]

P.03

主要項目

2

令和4年度 第3四半期積立金の管理 及び運用実績の状況

[資金運用部運用第一課]

P.08

主要項目

3

令和5年度における 地方公務員共済組合の事業運営について

[総務省自治行政局公務員部福利課]

P.17

主要項目

4

令和5年度の年金額改定について お知らせします

[厚生労働省年金局年金課]

P.24

年金制度等の日誌

公的年金制度に関連した会議等の開催状況
会議開催状況

P.29

■ 宿泊施設の紹介

アイリス愛知

[地方職員共済組合 愛知県支部]

P.30

■ PALひろば“共済”南北 189

愛知おススメ観光スポット

[地方職員共済組合 愛知県支部]

P.31

令和3年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況

[総務部企画課]

1 組合員数等

令和3年度末の組合員の総数は3,040,326人で（＜表1-1＞参照）、前年度に比べて39,189人増加（対前年度比1.3%増）しました。
また、標準報酬の月額総額は1兆2,289億円で、前年度に比べて155億円増加（同1.3%増）し、標準期末手当等の総額は4兆6,332億円で、前年度に比べて934億円減少（同2.0%減）しました。

なお、組合員種類別の組合員数及び構成割合は＜表1-2＞に示すとおりです。

＜表1-1＞ 組合別・男女別組合員数、標準報酬の月額の総額、標準期末手当等の総額（長期適用）

（単位：人、千円）

区 分	組 合 員 数					標準報酬の月額 の総額	標準期末手当等 の総額
	男	女	計	令和2年度末計	対前年度増減		
地方職員	196,834	133,413	330,247	325,219	5,028	136,945,654	498,313,862
（団体共済部）	7,093	6,715	13,808	13,632	176	5,504,350	19,875,505
公立学校	493,810	567,508	1,061,318	1,058,044	3,274	429,295,978	1,678,460,588
警 察	253,280	44,459	297,739	297,832	▲ 93	137,366,468	479,115,927
東京都	75,297	50,590	125,887	125,887	0	55,864,846	208,376,724
市町村連合会	719,757	505,378	1,225,135	1,194,155	30,980	469,482,116	1,768,910,668
合 計	1,738,978	1,301,348	3,040,326	3,001,137	39,189	1,228,955,062	4,633,177,769

（注1：団体共済部は、地方職員の内数です。（以下、本稿において同じ。））

（注2：端数処理の関係で、内訳の計と合計値が一致しないところがあります。（以下、本稿において同じ。））

＜表1-2＞ 組合員種類別の組合員数及び構成割合

（単位：人、%）

区 分	男	女	計	構成割合
一般組合員	1,352,446	1,261,289	2,613,735	86.0
地方公共団体の長である組合員	1,741	44	1,785	0.1
特定消防組合員	148,433	5,196	153,629	5.1
長期組合員	7,225	6,732	13,957	0.5
特定消防長期組合員	-	-	-	-
船員一般組合員	1,931	23	1,954	0.1
継続長期組合員	1,015	78	1,093	0.0
特定警察組合員	226,187	27,986	254,173	8.4
合 計	1,738,978	1,301,348	3,040,326	100.0

2 長期給付に係る経理等の収支状況

令和3年度末の各組合の厚生年金保険経理並びに連合会の厚生年金保険調整経理、厚生年金拠出金経理及び基礎年金拠出金経理を合わせた収支状況は、＜表2-1＞に示すとおり、収入総額9兆3,679億円、支出総額8兆5,709億円で、その収支差は7,970億円となります。この結果、厚生年金保険給付に充てるべき積立金は20兆4,284億円となりました。また、各組合（連合会）別の収支状況は、＜表2-2＞に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は3兆7,367億円となっており、内訳は＜表2-7＞のとおりとなっています。

＜表2-1＞ 厚生年金保険経理等の収支状況

（単位：千円）

区 分		令和3年度決算
収 入	負担金	2,807,432,008
	組合員保険料	1,728,648,733
	厚生年金交付金	3,510,580,887
	基礎年金交付金	54,371,835
	財政調整拠出金受入金	16,097,273
	利息及び配当金	3,105,946
	信託の運用益	1,245,375,862
	その他	2,285,728
	合 計	9,367,898,272
支 出	年金給付額	3,736,712,325
	厚生年金拠出金	3,274,208,971
	基礎年金拠出金	1,548,366,644
	財政調整拠出金	-
	信託の運用損	3,864,847
	その他	7,891,352
	合 計	8,571,044,139
	収 支 差	796,854,133
積 立 金	組合勘定	9,137,240,404
	連合会勘定	11,291,142,605
	合 計	20,428,383,009

（注1：「厚生年金拠出金（負担金）」・「厚生年金交付金（支払金）」・「基礎年金拠出金（負担金）」・「基礎年金交付金（支払金）」については、地方公務員共済組合全体では二重計上となるため、調整の上、集計しています。（＜表2-2＞において同じ。））

（注2：収入には「組合払込金」及び「連合会交付金」を含まず、支出には「連合会払込金」及び「組合交付金」を含みません。（＜表2-2＞において同じ。））

なお、それぞれの額は、「組合払込金」及び「連合会払込金」が1,002億円、「連合会交付金」及び「組合交付金」が342億円となっています。）

<表2-2> 組合別厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	913,011,751	939,110,324	▲ 26,098,573	180,985,566
(団体共済部)	36,897,237	35,546,917	1,350,320	83,636,708
公立学校	3,037,884,741	2,966,478,944	71,405,797	2,162,098,353
警 察	922,631,228	820,721,881	101,909,347	1,440,728,381
東京都	401,148,458	405,522,342	▲ 4,373,884	211,055,206
市町村連合会	3,450,446,415	3,271,482,415	178,964,000	5,142,372,898
地共済連合会	642,775,679	167,728,233	475,047,446	11,291,142,605
合 計	9,367,898,272	8,571,044,139	796,854,133	20,428,383,009

令和3年度末の各組合の退職等年金経理並びに連合会の退職等年金給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-3>に示すとおり、収入総額2,903億円、支出総額63億円で、その収支差は2,841億円となります。この結果、退職等年金給付に充てるべき積立金は1兆8,121億円となりました。また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-4>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は28億4,353万円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-3> 退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	令和3年度決算
収入	
負担金	141,843,146
掛 金	141,846,177
財政調整拠出金受入金	-
利息及び配当金	1,208,609
信託の運用益	5,402,635
その他	31,325
合 計	290,331,892
支出	
年金給付額	2,843,528
財政調整拠出金	-
信託の運用損	-
その他	3,437,042
合 計	6,280,570
収 支 差	284,051,322
積立金	
組合勘定	1,722,515,433
連合会勘定	89,614,693
合 計	1,812,130,126

(注:収入には「組合払込金」を含まず、支出には「連合会払込金」を含みません。(＜表2-4＞において同じ。)なお、それぞれの額は、「組合払込金」が142億円、「連合会払込金」が142億円となっています。)

<表2-4> 組合別退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	32,198,439	689,416	31,509,023	192,657,557
(団体共済部)	1,302,693	31,151	1,271,542	7,446,255
公立学校	100,811,026	1,937,114	98,873,912	589,474,391
警 察	32,683,654	648,067	32,035,587	197,244,560
東京都	13,074,945	288,559	12,786,386	78,577,309
市町村連合会	111,290,909	2,114,099	109,176,810	664,561,616
地共済連合会	272,919	603,315	▲ 330,396	89,614,693
合 計	290,331,892	6,280,570	284,051,322	1,812,130,126

令和3年度末の各組合の経過的長期経理及び連合会の経過的長期給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-5>に示すとおり、収入総額1兆2,844億円、支出総額5,571億円で、その収支差は7,273億円となります。この結果、経過的長期給付に充てるべき積立金は20兆2,773億円となりました。また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-6>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は5,555億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-5> 経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	令和3年度決算
収入	
負担金	24,356,502
基礎年金交付金(連合会交付金)	59,422
利息及び配当金	7,641,038
信託の運用益	1,252,063,260
その他	307,461
合 計	1,284,427,683
支出	
年金給付額	555,531,422
信託の運用損	746,613
その他	803,311
合 計	557,081,346
収 支 差	727,346,337
積立金	
組合勘定	8,451,338,009
連合会勘定	11,825,952,181
合 計	20,277,290,190

(注:収入には「連合会交付金」を含まず、支出には「組合交付金」を含みません。(＜表2-6＞において同じ。)なお、それぞれの額は、「連合会交付金」が586億円、「組合交付金」が586億円となっています。)

<表2-6> 組合別経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	4,915,793	61,882,545	▲ 56,966,752	88,297,623
(団体共済部)	3,416,690	2,175,064	1,241,626	86,670,324
公立学校	164,741,786	200,204,530	▲ 35,462,744	1,831,317,015
警 察	120,023,096	49,857,956	70,165,140	1,289,365,325
東京都	14,497,115	27,209,719	▲ 12,712,604	165,735,357
市町村連合会	352,994,911	217,015,120	135,979,791	5,076,622,689
地共済連合会	627,254,982	911,476	626,343,506	11,825,952,181
合 計	1,284,427,683	557,081,346	727,346,337	20,277,290,190

<表2-7> 年金給付支給状況(全体)

(単位:件、千円)

区 分	支給件数 (令和3年度決算)	支給額 (令和3年度決算)
厚生年金保険給付	6,494,709	1,112,599,873
老齢厚生年金	5,939,069	1,030,513,776
65歳以上	4,533,419	832,300,601
65歳未満	1,405,093	198,154,659
繰上げ支給	557	58,516
障害厚生年金	56,743	10,228,320
障害手当金	8	14,175
遺族厚生年金	498,883	71,834,078
脱退一時金	6	9,524
退職等年金給付	1,404,530	2,843,527
退職年金	1,389,890	949,379
終 身	761,886	405,045
有期(240月)	330,684	177,758
有期(120月)	297,320	366,576
有期退職年金一時金	10,517	1,182,951
整理退職一時金	3	766
遺族に対する一時金	3,367	606,329
公務障害年金	65	24,885
公務遺族年金	688	79,217
退職共済年金	13,989,079	2,236,443,617
既裁定	8,258,548	2,040,888,403
65歳以上	8,046,663	1,993,915,273
65歳未満	-	-
繰上げ支給	211,885	46,973,131
職 域	5,729,823	195,474,475
65歳以上	4,371,691	152,678,332
65歳未満	1,357,573	42,785,035
繰上げ支給	559	11,108
追加費用	708	80,739
65歳以上	708	80,739
65歳未満	-	-
繰上げ支給	-	-
退職年金	479,372	168,409,791
減額退職年金	54,072	12,671,565
通算退職年金	19,855	2,039,134
退職一時金	4	55
脱退一時金	2	3,120
返還一時金	1	298
障害共済年金	155,619	23,736,500
既裁定	128,826	22,948,111
公務等	4,068	1,500,512
公務外	124,758	21,447,599
職 域	26,793	788,389
公務等	255	55,850
公務外	26,538	732,540
追加費用	-	-
障害年金	15,885	4,643,920
公務上	795	372,587
公務外	15,090	4,271,333
障害一時金	2	6,310
遺族共済年金	4,194,829	690,887,614
既裁定	2,507,006	532,963,539
公務等	10,402	1,823,785
公務外	2,496,604	531,139,754
職 域	1,097,535	21,686,805
公務等	253	11,443
公務外	1,097,282	21,675,362
追加費用	590,288	136,237,270
遺族年金	195,596	40,671,998
公務上	6,253	1,489,460
公務外	189,343	39,182,537
通算遺族年金	2,832	125,410
特例死亡一時金	-	-
死亡一時金	1	558
短期在留脱退一時金	3	3,984
合 計	27,006,391	4,295,087,274

3 受給権者数及び年金額

令和3年度末の受給権者（在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。）は、総数4,807,107人（対前年度比7.5%増）でした。これを共済組合別に見ると、地方職員516,539人（同6.1%増）、公立学校1,658,078人（同8.6%増）、警察389,199人（同7.7%増）、東京都232,188人（同5.9%増）、市町村連合会2,011,103人（同7.2%増）で、年金種別別受給権者数、構成割合は＜表3-1＞のとおりです。

＜表3-1＞ 組合別年金種別別受給権者数

（単位：人、％）

区 分	地方職員 (団体共済部)		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成 割合
厚生年金保険給付	113,119	6,996	403,041	102,942	53,306	505,208	1,177,616	24.5
老齢厚生年金	99,000	6,271	373,009	92,303	47,210	450,153	1,061,675	22.1
65歳以上	79,700	5,099	284,167	66,030	38,233	360,567	828,697	17.2
65歳未満	19,298	1,172	88,828	26,217	8,977	89,565	232,885	4.8
繰上げ支給	2	-	14	56	-	21	93	0.0
障害厚生年金	1,322	67	4,251	1,188	544	4,830	12,135	0.3
障害手当金	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族厚生年金	12,797	658	25,781	9,451	5,552	50,225	103,806	2.2
脱退一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
退職等年金給付	30,032	1,846	114,048	22,337	13,408	128,566	308,391	6.4
退職年金	30,017	1,846	114,009	22,288	13,406	128,479	308,199	6.4
終 身	17,119	842	58,825	13,006	6,945	68,554	164,449	3.4
10年以上	981	205	1,490	8	32	1,098	3,609	0.1
10年未満	18,100	1,047	60,315	13,014	6,977	69,652	168,058	3.5
小 計	3,348	135	28,487	2,046	2,107	42,013	78,001	1.6
有期 (240月)	187	27	509	1	8	531	1,236	0.0
10年以上	3,535	162	28,996	2,047	2,115	42,544	79,237	1.6
10年未満	8,002	525	24,017	7,223	4,298	16,041	59,581	1.2
有期 (120月)	380	112	681	4	16	242	1,323	0.0
10年以上	8,382	637	24,698	7,227	4,314	16,283	60,904	1.3
10年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-
有期退職年金一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
整理退職一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族に対する一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
公務障害年金	1	-	14	9	1	23	48	-
公務遺族年金	14	-	25	40	1	64	144	-
退職共済年金	252,363	13,297	806,073	183,046	122,076	1,026,015	2,389,573	49.7
既裁定	156,548	7,411	440,350	92,866	75,515	587,518	1,352,797	28.1
65歳以上	134,320	4,953	383,499	81,265	66,320	482,908	1,148,312	23.9
20年以上	19,308	2,390	40,600	9,424	8,647	91,415	169,394	3.5
20年未満	2,920	68	16,251	2,177	548	13,195	35,091	0.7
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	156,548	7,411	440,350	92,866	75,515	587,518	1,352,797	28.1
65歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-
20年以上	-	-	-	-	-	-	-	-
20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-
職 域	95,781	5,866	365,707	90,180	46,557	438,432	1,036,657	21.6
65歳以上	60,856	2,659	226,968	54,057	27,957	276,448	646,286	13.4
20年以上	16,288	2,114	51,907	10,441	9,749	74,763	163,148	3.4
20年未満	2	-	14	56	-	21	93	0.0
繰上げ支給	77,146	4,773	278,889	64,554	37,706	351,232	809,527	16.8
小 計	14,185	484	70,358	23,030	6,330	66,611	180,514	3.8
65歳未満	4,450	609	16,460	2,596	2,521	20,589	46,616	1.0
20年以上	-	-	-	-	-	-	-	-
20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	18,635	1,093	86,818	25,626	8,851	87,200	227,130	4.7
追加費用	34	20	16	-	4	65	119	0.0
65歳以上	27	17	1	-	-	10	38	0.0
20年以上	7	3	15	-	4	55	81	0.0
20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	34	20	16	-	4	65	119	0.0
65歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-
20年以上	-	-	-	-	-	-	-	-
20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-
障害共済年金	5,313	270	18,192	4,025	1,992	19,800	49,322	1.0
既裁定	4,431	234	15,386	3,285	1,602	16,657	41,361	0.9
公務等	78	4	241	201	29	278	827	0.0
公務外	4,353	230	15,145	3,084	1,573	16,379	40,534	0.8
職 域	882	36	2,806	740	390	3,143	7,961	0.2
公務等	4	-	18	24	3	23	72	0.0
公務外	878	36	2,788	716	387	3,120	7,889	0.2
追加費用	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族共済年金	101,744	3,455	250,849	68,568	37,377	292,818	751,356	15.6
既裁定	58,031	2,038	137,422	38,696	20,712	167,094	421,955	8.8
公務等	175	1	305	376	53	833	1,742	0.0
公務外	57,856	2,037	137,117	38,320	20,659	166,261	420,213	8.7
職 域	28,260	1,035	69,637	19,686	11,125	88,027	216,735	4.5
公務等	3	-	18	13	1	36	71	0.0
公務外	28,257	1,035	69,619	19,673	11,124	87,991	216,664	4.5
追加費用	15,453	382	43,790	10,186	5,540	37,697	112,666	2.3
共済年金計	359,420	17,022	1,075,114	255,639	161,445	1,338,633	3,190,251	66.4
退職年金	6,662	85	46,767	4,429	1,871	17,807	77,536	1.6
減額退職年金	1,068	30	4,184	206	198	3,144	8,800	0.2
通算退職年金	152	31	504	26	103	2,183	2,968	0.1
障害年金	364	9	1,818	154	116	1,296	3,748	0.1
公務上	24	-	53	24	4	55	160	0.0
公務外	340	9	1,765	130	112	1,241	3,588	0.1
遺族年金	5,652	100	12,565	3,460	1,732	13,935	37,344	0.8
公務上	165	2	239	265	43	431	1,143	0.0
公務外	5,487	98	12,326	3,195	1,689	13,504	36,201	0.8
通算遺族年金	70	28	37	6	9	331	453	0.0
旧年金計	13,968	283	65,875	8,281	4,029	38,696	130,849	2.7
合 計	516,539	26,147	1,658,078	389,199	232,188	2,011,103	4,807,107	100.0

（注：在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。）

令和3年度末の年金額(在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含まます。)は、総額4兆6,932億円(対前年度比0.20%減)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員5,280億円(同0.71%減)、公立学校1兆7,638億円(同0.31%増)、警察3,999億円(同0.28%増)、東京都2,233億円(同0.76%減)、市町村連合会1兆7,783億円(同0.49%増)で、年金種類別年金額、構成割合は<表3-2>のとおりです。

<表3-2> 組合別年金種類別年金額

(単位:千円、%)

区 分	地方職員		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成割合	
		(団体共済部)							
厚生年金保険給付	124,372,255	5,257,366	471,898,033	130,372,886	55,832,343	529,037,271	1,311,512,788	27.9	
老齢厚生年金	109,131,277	4,759,462	436,569,356	118,763,795	49,358,844	474,164,820	1,187,988,092	25.3	
65歳以上	89,769,511	4,021,877	338,678,768	85,829,857	40,489,210	387,146,624	941,913,969	20.1	
65歳未満	19,361,235	737,586	97,882,065	32,893,280	8,869,635	87,009,649	246,015,864	5.2	
繰上げ支給	531	-	8,523	40,659	-	8,546	58,259	0.0	
障害厚生年金	1,192,409	58,608	4,410,277	1,198,063	462,742	4,175,833	11,439,324	0.2	
障害手当金	-	-	-	-	-	-	-	-	
遺族厚生年金	14,048,568	439,296	30,918,400	10,411,028	6,010,757	50,696,618	112,085,371	2.4	
脱退一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
退職等年金給付	159,439	10,826	580,147	139,775	80,479	629,948	1,589,788	0.0	
退職年金	151,968	10,826	548,116	104,067	79,086	555,790	1,439,026	0.0	
終 身	10年以上	64,496	3,806	215,218	41,281	28,238	246,265	595,497	0.0
	10年未満	2,493	409	4,118	23	88	3,165	9,887	0.0
	小 計	66,989	4,215	219,336	41,304	28,326	249,430	605,385	0.0
有期 (240月)	10年以上	12,576	606	114,859	7,349	9,227	158,370	302,380	0.0
	10年未満	434	55	1,728	7	25	1,467	3,662	0.0
	小 計	13,010	660	116,587	7,356	9,252	159,837	306,042	0.0
有期 (120月)	10年以上	69,814	5,470	208,046	55,397	41,409	145,200	519,866	0.0
	10年未満	2,155	482	4,147	10	98	1,323	7,733	0.0
	小 計	71,969	5,951	212,193	55,408	41,507	146,523	527,599	0.0
有期退職年金一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
整理退職一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
遺族に対する一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
公務障害年金	1,182	-	21,169	18,852	1,028	42,668	84,899	-	
公務遺族年金	6,288	-	10,862	16,856	366	31,491	65,863	-	
退職共済年金	259,748,349	9,610,798	812,347,593	172,758,897	118,908,085	883,063,993	2,246,826,919	47.9	
既裁定	240,466,689	8,780,712	733,156,653	151,870,097	110,097,396	798,591,740	2,034,182,576	43.3	
65歳以上	20年以上	231,678,722	8,060,765	700,022,261	146,836,592	107,174,072	756,469,308	1,942,180,955	41.4
	20年未満	4,692,391	627,560	10,274,000	1,939,531	2,209,657	25,060,293	44,175,873	0.9
	繰上げ支給	4,095,576	92,386	22,860,392	3,093,974	713,667	17,062,139	47,825,748	1.0
	小 計	240,466,689	8,780,712	733,156,653	151,870,097	110,097,396	798,591,740	2,034,182,576	43.3
65歳未満	20年以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-	-	-
職 域	19,244,933	808,647	79,182,405	20,888,800	8,809,639	84,446,647	212,572,424	4.5	
65歳以上	20年以上	15,608,865	654,500	60,755,266	14,981,505	7,136,859	67,866,228	166,348,723	3.5
	20年未満	320,415	35,668	957,039	236,021	179,719	1,484,131	3,177,325	0.1
	繰上げ支給	99	-	1,729	7,535	-	1,648	11,011	0.0
	小 計	15,929,379	690,168	61,714,034	15,225,061	7,316,578	69,352,007	169,537,059	3.6
65歳未満	20年以上	3,230,786	108,285	17,202,457	5,622,812	1,440,131	14,683,640	42,179,825	0.9
	20年未満	84,768	10,194	265,914	40,927	52,930	411,001	855,540	0.0
	繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	3,315,554	118,479	17,468,371	5,663,739	1,493,061	15,094,641	43,035,365	0.9
追加費用	36,727	21,439	8,535	-	1,050	25,606	71,919	0.0	
65歳以上	20年以上	35,717	20,823	1,482	-	13,447	50,647	0.0	0.0
	20年未満	1,010	617	7,053	-	1,050	12,159	21,272	0.0
	繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	36,727	21,439	8,535	-	1,050	25,606	71,919	0.0
65歳未満	20年以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-	-	-
障害共済年金	4,843,906	245,012	18,458,467	4,256,071	1,709,102	17,763,905	47,031,451	1.0	
既裁定	4,705,124	239,894	17,932,983	4,098,671	1,647,469	17,260,266	45,644,513	1.0	
公務等	213,296	6,434	671,274	562,262	90,957	818,615	2,356,403	0.1	
公務外	4,491,828	233,461	17,261,709	3,536,409	1,556,512	16,441,651	43,288,110	0.9	
職 域	138,782	5,118	525,484	157,400	61,633	503,639	1,386,938	0.0	
公務等	6,869	-	31,179	36,176	4,582	46,788	125,595	0.0	
公務外	131,913	5,118	494,304	121,223	57,051	456,851	1,261,343	0.0	
追加費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
遺族共済年金	112,429,087	2,358,394	308,741,527	76,301,753	39,600,874	285,316,998	822,390,239	17.5	
既裁定	85,009,325	1,736,100	226,005,508	57,740,507	29,759,075	218,925,422	617,439,836	13.2	
公務等	281,734	1,165	499,640	621,145	84,032	1,280,087	2,766,637	0.1	
公務外	84,727,591	1,734,936	225,505,868	57,119,362	29,675,044	217,645,335	614,673,199	13.1	
職 域	3,573,151	112,127	9,742,749	2,798,152	1,476,526	11,455,206	29,045,785	0.6	
公務等	1,127	-	7,490	6,838	459	18,817	34,732	0.0	
公務外	3,572,024	112,127	9,735,260	2,791,313	1,476,067	11,436,389	29,011,053	0.6	
追加費用	23,846,611	510,167	72,993,270	15,763,094	8,365,273	54,936,370	175,904,618	3.7	
共済年金計	377,021,342	12,214,204	1,139,547,587	253,316,721	160,218,063	1,186,144,896	3,116,248,609	66.4	
退職年金	16,889,277	150,389	123,209,199	10,662,129	4,396,968	37,943,414	193,100,987	4.1	
減額退職年金	1,708,480	41,358	8,266,438	291,880	329,716	5,196,441	15,792,955	0.3	
通算退職年金	134,571	13,305	447,513	28,765	116,252	1,446,501	2,173,602	0.0	
障害年金	656,718	13,756	3,286,059	299,339	183,875	2,028,245	6,454,236	0.1	
公務上	74,108	-	183,769	85,303	11,333	183,174	537,687	0.0	
公務外	582,610	13,756	3,102,290	214,036	172,542	1,845,071	5,916,549	0.1	
遺族年金	7,041,197	89,999	16,566,140	4,744,104	2,093,622	15,753,389	46,198,452	1.0	
公務上	326,885	3,194	498,480	563,202	85,304	837,671	2,311,542	0.0	
公務外	6,714,312	86,805	16,067,660	4,180,902	2,008,318	14,915,717	43,886,910	0.9	
通算遺族年金	18,263	4,893	13,087	2,921	4,895	89,590	128,756	0.0	
旧年金計	26,448,505	313,700	151,788,436	16,029,138	7,125,329	62,457,580	263,848,988	5.6	
合 計	528,001,541	17,796,097	1,763,814,202	399,858,519	223,256,214	1,778,269,696	4,693,200,172	100.0	

(注:在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含まます。)

令和4年度第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況

[資金運用部運用第一課]

ご紹介

令和4年度第3四半期における地方公務員共済組合連合会の積立金の管理及び運用実績並びに地方公務員共済全体の積立金の管理及び運用実績の状況について、主な内容をお知らせします。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」内、「資金運用状況」「令和4年度」「第3四半期:管理及び運用実績の状況」にてご覧になれます。<https://www.chikyoren.or.jp/sikin/joukyo.html>)

年金積立金は長期的な運用を行うものですので、その運用状況も長期的に判断することが必要です。

また、総合収益額は、各期末時点での時価に基づく評価であるため、評価損益を含んでおり、市場の動向によって変動するものであることにもご留意ください。

なお、当該四半期における運用実績については、速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

市場環境【各市場の動き(令和4年10月~12月)】

国内債券

10年国債利回りは上昇しました。日銀による金融緩和政策が維持される中で概ね横ばいで推移しましたが、年末にかけては長短金利操作の運用の一部見直しが決定されたことを受けて上昇(債券価格は下落)しました。

国内株式

国内株式は上昇しました。底堅い企業業績や海外株式市場の上昇を背景に上昇しましたが、年末にかけては長期金利の上昇や為替の円高推移、米欧等での景気減速懸念の高まりなどを受けて下落しました。

外国債券

米国10年国債利回りは概ね横ばいとなりました。米国連邦準備制度理事会(FRB)の利上げペースの緩和観測を受けて10月下旬以降、上昇から低下に転じましたが、年末にかけてはFRBの金融引き締め長期化懸念から再び上昇しました。

外国株式

外国株式は上昇しました。底堅い企業業績やFRBによる利上げペースの緩和観測を背景に大きく上昇しましたが、年末にかけてはFRBの金融引き締め長期化懸念に伴う長期金利の上昇や景気減速懸念の高まりを受けて下落しました。

外国為替

ドル円は、日米金利差の拡大を背景に一時円安ドル高が進行しましたが、11月以降はFRBによる利上げペースの緩和観測や国内金利の上昇を受けて円高ドル安となりました。

ユーロ円は、ドイツ金利の上昇を背景に一時円安ユーロ高が進行しましたが、11月以降はユーロ圏の景気減速懸念や国内金利の上昇を受けて円高ユーロ安となりました。

【ベンチマーク収益率】

	令和4年 10月~12月
国内債券 NOMURA-BPI総合	▲ 1.88%
国内株式 TOPIX(配当込み)	3.26%
外国債券 FTSE世界国債インデックス (除く日本、中国、ヘッジなし円ベース)	▲ 5.81%
外国株式 MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み)	▲ 0.01%

【参考指標】

		9月末	10月末	11月末	12月末
国内債券	(10年国債利回り) (%)	0.24	0.25	0.25	0.42
国内株式	(TOPIX配当なし) (ポイント)	1,835.94	1,929.43	1,985.57	1,891.71
	(日経平均株価) (円)	25,937.21	27,587.46	27,968.99	26,094.50
外国債券	(米国10年国債利回り) (%)	3.83	4.05	3.61	3.87
	(ドイツ10年国債利回り) (%)	2.11	2.14	1.93	2.57
外国株式	(NYダウ) (ドル)	28,725.51	32,732.95	34,589.77	33,147.25
	(ドイツDAX) (ポイント)	12,114.36	13,253.74	14,397.04	13,923.59
外国為替	(ドル/円) (円)	144.75	148.64	139.54	131.95
	(ユーロ/円) (円)	141.80	146.90	143.68	140.82

① 厚生年金保険給付調整積立金

運用利回り **▲1.12%**
(修正総合収益率・運用手数料等控除前)

運用収入額 **▲1,499億円**
(総合収益額・運用手数料等控除前)

運用資産残高 **13兆2,043億円**
(時価)

② 経過的長期給付調整積立金

運用利回り **▲1.02%**
(修正総合収益率・運用手数料等控除前)

運用収入額 **▲1,433億円**
(総合収益額・運用手数料等控除前)

運用資産残高 **13兆8,640億円**
(時価)

③ 退職等年金給付調整積立金

運用利回り **+ 0.09%**
(実現収益率)

運用収入額 **+0.87 億円**
(実現収益額)

運用資産残高 **968 億円**
(簿価)

1 厚生年金保険給付調整積立金の運用状況

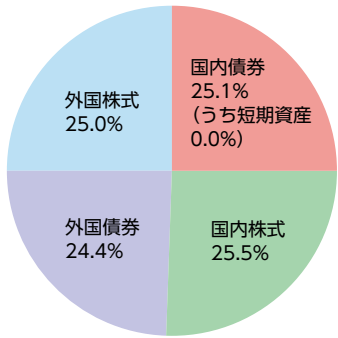
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和3年度末	令和4年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.1	24.6	24.9	25.1	—	25.0
うち短期資産	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	—	
国内株式	25.1	24.8	24.8	25.5	—	25.0
外国債券	24.7	25.7	25.6	24.4	—	25.0
外国株式	26.1	24.9	24.8	25.0	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。
(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
(注3) 令和4年度第3四半期末において、オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は1.9%(上限5%)です。
(注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、国内債券の金利上昇、為替の影響等により▲1.12%となりました。

時間加重収益率については、▲1.12%となり、資産別では、国内債券▲1.90%、国内株式3.08%、外国債券▲5.55%、外国株式▲0.01%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、▲1,499億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲639億円、国内株式1,038億円、外国債券▲1,896億円、外国株式▲2億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、13兆2,043億円となりました。

(単位:億円)

	令和3年度末			令和4年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	33,393	33,240	▲153	33,534	33,072	▲462	33,918	33,214	▲704	34,442	33,141	▲1,301	—	—	—
うち短期資産	(277)	(277)	(0)	(18)	(18)	(0)	(5)	(5)	(0)	(25)	(25)	(0)	—	—	—
国内株式	27,141	34,626	7,485	27,404	33,394	5,990	27,686	33,148	5,461	27,880	33,649	5,770	—	—	—
外国債券	33,108	34,079	971	32,886	34,645	1,759	33,280	34,187	908	33,567	32,245	▲1,321	—	—	—
外国株式	19,269	35,927	16,658	19,602	33,595	13,993	19,725	33,074	13,350	19,979	33,007	13,028	—	—	—
合計	112,911	137,872	24,961	113,425	134,706	21,281	114,609	133,624	19,015	115,867	132,043	16,175	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
(注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

- 修正総合収益率
実現収益額に資産の時価評価による評価損益増減を加え、時価に基づく収益を把握し、それを元本平均残高に前期末未収収益と前期末評価損益を加えたもので除した時価ベースの比率です。算出が比較的容易なことから、運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標として用いられます。
(計算式) 修正総合収益率 = { 売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益) + 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益) } / (元本(簿価)平均残高 + 前期末未収収益 + 前期末評価損益)
- 時間加重収益率
運用機関の意思によってコントロールできない運用元本等の流入の影響を排除して、時価に基づいて計算した収益率です。このため、運用機関の運用能力を評価するのに適した収益率の計算方法となっています。
- 総合収益額
実現収益額に加え資産の時価評価による評価損益を加味した、時価に基づく収益額です。
(計算式) 総合収益額 = 売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益) + 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)

2 経過的長期給付調整積立金の運用状況

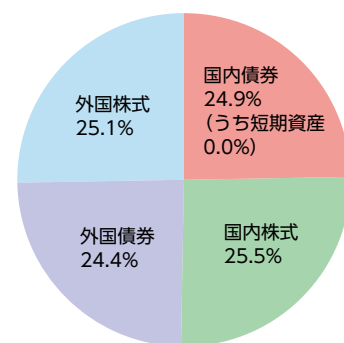
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和3年度末	令和4年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.0	24.6	24.9	24.9	—	25.0
うち短期資産	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	—	
国内株式	25.2	24.8	24.8	25.5	—	25.0
外国債券	24.6	25.7	25.5	24.4	—	25.0
外国株式	26.2	24.9	24.8	25.1	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、国内債券の金利上昇、為替の影響等により▲1.02%となりました。

時間加重収益率については、▲1.03%となり、資産別では、国内債券▲1.73%、国内株式3.09%、外国債券▲5.51%、外国株式0.14%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、▲1,433億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲607億円、国内株式1,102億円、外国債券▲1,974億円、外国株式46億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、13兆8,640億円となりました。

(単位:億円)

	令和3年度末			令和4年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	35,003	34,816	▲187	35,324	34,877	▲447	35,671	35,003	▲668	35,813	34,583	▲1,230	—	—	—
うち短期資産	(138)	(138)	(0)	(2)	(2)	(0)	(92)	(92)	(0)	(1)	(1)	(0)	—	—	—
国内株式	28,395	36,454	8,059	28,672	35,146	6,474	28,956	34,873	5,917	29,138	35,375	6,238	—	—	—
外国債券	34,658	35,556	898	34,868	36,489	1,621	35,243	35,839	596	35,599	33,865	▲1,734	—	—	—
外国株式	20,203	37,978	17,775	20,405	35,300	14,895	20,551	34,771	14,220	20,828	34,817	13,989	—	—	—
合計	118,260	144,804	26,544	119,270	141,813	22,543	120,422	140,486	20,065	121,377	138,640	17,263	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注3) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

3 退職等年金給付調整積立金の運用状況

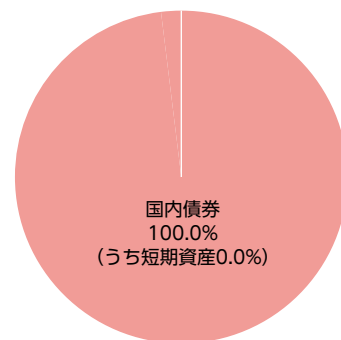
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和3年度末	令和4年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
うち短期資産	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(0.0)	—	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.09%となりました。

退職等年金給付調整積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、0.87億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(簿価)は、968億円となりました。

(単位:億円)

	令和3年度末			令和4年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	896	887	▲ 9	896	875	▲ 21	918	888	▲ 31	968	911	▲ 57	—	—	—
うち短期資産	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	—	—	—
合計	896	887	▲ 9	896	875	▲ 21	918	888	▲ 31	968	911	▲ 57	—	—	—

(注1) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

(注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

① 厚生年金保険給付積立金

運用利回り **▲0.99%**
(修正総合収益率・運用手数料等控除後)

運用収入額 **▲2,377億円**
(総合収益額・運用手数料等控除後)

運用資産残高 **23兆4,253億円**
(時価)

② 経過的長期給付積立金

運用利回り **▲0.93%**
(修正総合収益率・運用手数料等控除後)

運用収入額 **▲2,248億円**
(総合収益額・運用手数料等控除後)

運用資産残高 **23兆7,053億円**
(時価)

③ 退職等年金給付積立金

運用利回り **+0.10%**
(実現収益率)

運用収入額 **+ 20 億円**
(実現収益額)

運用資産残高 **2兆174億円**
(簿価)

1 厚生年金保険給付積立金の運用状況

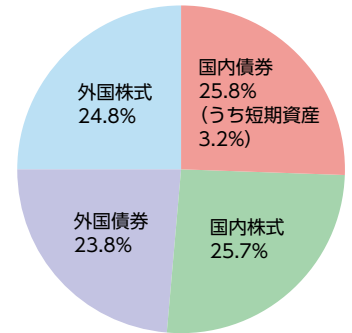
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和3年度末	令和4年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	25.7	25.0	26.5	25.8	—	25.0
うち短期資産	(4.1)	(2.6)	(4.3)	(3.2)	—	
国内株式	24.9	24.9	24.6	25.7	—	25.0
外国債券	23.5	25.2	24.6	23.8	—	25.0
外国株式	25.9	24.9	24.3	24.8	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±20%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 令和4年度第3四半期末において、オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は1.7%(上限5%)です。

(注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、国内債券の金利上昇、為替の影響等により▲0.99%となりました。

資産別の修正総合収益率については、国内債券▲1.58%、国内株式3.12%、外国債券▲5.53%、外国株式0.06%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、▲2,377億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲979億円、国内株式1,849億円、外国債券▲3,280億円、外国株式33億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、23兆4,253億円となりました。

(単位:億円)

	令和3年度末			令和4年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	63,906	64,041	135	59,742	59,367	▲375	64,452	63,687	▲765	62,085	60,391	▲1,693	—	—	—
うち短期資産	(10,215)	(10,215)	(0)	(6,070)	(6,070)	(0)	(10,410)	(10,410)	(0)	(7,416)	(7,416)	(▲0)	—	—	—
国内株式	48,449	62,217	13,769	48,398	59,305	10,908	48,933	59,042	10,109	49,399	60,098	10,699	—	—	—
外国債券	56,744	58,585	1,841	56,556	59,833	3,277	57,175	59,027	1,852	57,725	55,712	▲2,014	—	—	—
外国株式	35,185	64,662	29,477	35,093	59,238	24,145	35,434	58,408	22,974	35,707	58,052	22,345	—	—	—
合計	204,284	249,506	45,222	199,788	237,743	37,955	205,993	240,164	34,171	204,916	234,253	29,337	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

2 経過的長期給付積立金の運用状況

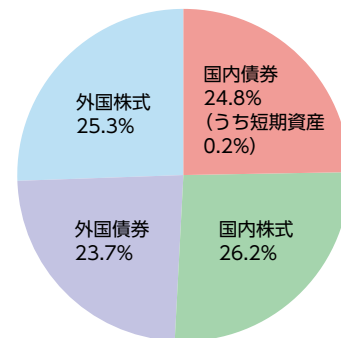
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和3年度末	令和4年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.2	24.6	25.0	24.8	—	25.0
うち短期資産	(0.5)	(0.3)	(0.6)	(0.2)	—	
国内株式	25.5	25.2	25.3	26.2	—	25.0
外国債券	23.6	24.9	24.7	23.7	—	25.0
外国株式	26.7	25.3	25.0	25.3	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±20%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 不動産・団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、国内債券の金利上昇、為替の影響等により▲0.93%となりました。

資産別の修正総合収益率については、国内債券▲1.66%、国内株式3.13%、外国債券▲5.49%、外国株式は0.18%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、▲2,248億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲995億円、国内株式1,922億円、外国債券▲3,285億円、外国株式110億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、23兆7,053億円となりました。

(単位:億円)

	令和3年度末			令和4年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	60,240	60,633	393	60,091	60,024	▲67	60,871	60,425	▲446	60,256	58,847	▲1,409	—	—	—
うち短期資産	(1,226)	(1,226)	(0)	(797)	(797)	(0)	(1,356)	(1,356)	(0)	(518)	(518)	(▲0)	—	—	—
国内株式	49,422	64,117	14,695	49,651	61,455	11,803	50,041	61,000	10,959	50,532	62,050	11,518	—	—	—
外国債券	57,536	59,207	1,671	57,861	60,767	2,906	58,294	59,497	1,202	58,883	56,198	▲2,685	—	—	—
外国株式	35,575	67,088	31,513	35,644	61,865	26,222	35,550	60,349	24,799	35,805	59,958	24,153	—	—	—
合計	202,773	251,046	48,273	203,246	244,110	40,864	204,756	241,271	36,515	205,476	237,053	31,577	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 不動産・団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注3) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

3 退職等年金給付積立金の運用状況

(1) 資産構成割合

資産構成割合は、以下のとおりとなりました。

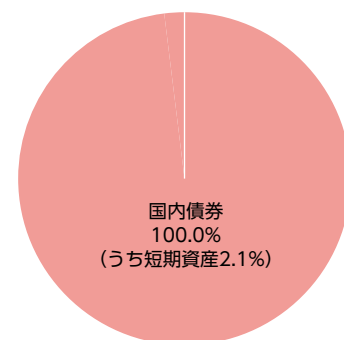
(単位:%)

	令和3年度末	令和4年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
うち短期資産	(1.7)	(2.4)	(1.3)	(2.1)	—	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

(注1) 貸付金・投資不動産については、国内債券に含めています。

(注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.10%となりました。

退職等年金給付積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、20億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(簿価)は、2兆174億円となりました。

(単位:億円)

	令和3年度末			令和4年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	18,121	17,920	▲202	18,744	18,287	▲458	19,448	18,789	▲659	20,174	18,967	▲1,207	—	—	—
うち短期資産	(305)	(305)	(0)	(458)	(458)	(0)	(245)	(245)	(0)	(432)	(432)	(0)	—	—	—
合計	18,121	17,920	▲202	18,744	18,287	▲458	19,448	18,789	▲659	20,174	18,967	▲1,207	—	—	—

(注1) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

(注2) 貸付金・投資不動産については、国内債券に含めています

(注3) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

令和5年度における地方公務員 共済組合の事業運営について

[総務省自治行政局公務員部福利課]

ご紹介

令和5年度における地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の事業運営については、総務省から「令和5年度における地方公務員共済組合の事業運営について」(令和5年1月26日付け総行福第7号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)が示されたところです。

この通知は、共済組合の事業運営に関する一般的事項、短期給付に関する事項、長期給付に関する事項、保健事業に関する事項等から構成されております。

以下その内容を掲載します。

令和5年度における貴組合の事業運営については、別紙記載事項に留意の上、適正に執行されるようお願いいたします。

1 事業運営に関する一般的事項

1 (1) 地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の業務の運営に当たっては、事務処理の合理化及び職員の適正配置等により組織の簡素化を図り、かつ、その組織の規模及び構成等を勘案して適正な人事管理及び昇進管理を行うこと。また、職員研修を一層充実し、職員の意識の向上及び職場の活性化を図ること等により、効率的な業務の執行体制を確保すること。

(2) 国においては「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、新規増員は特に必要と認められる場合に限り等、行政機関の機構及び定員を厳格に管理していること及び地方公共団体においては、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(令和4年10月7日総行給第70号、総行公第123号、総行女第28号総務副大臣通知)に基づき、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組んでいる。共済組合においては、これらを勘案して、引き続き徹底した業務の見直しや効率化を図るとともに、共済組合を取り巻く課題に的確に対応できるよう、また、職員の年齢構成や退職者数を見通した上で、計画的かつ適正な定員管理の推進に取り組むこと。

2 (1) 職員の給与及び諸手当(退職手当を含む。)については、国家公務員の給与等の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の給与等の取扱いを勘案して適正に措置すること。

なお、施設職員の給与については、従事する業務の内容に応じて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表に定める行政職俸給表(二)に相当する給料表を適用すること。

(2) 職員の勤務時間及び休暇等の勤務条件については、国家公務員の勤務条件の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の勤務条件の取扱いを勘案して適正に措置すること。

3 (1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により定められた長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置について、共済組合においても適切に対応するとともに、時間外勤務縮減及び年次有給休暇の取得促進、早出遅出勤務やフレックスタイム制等の活用による多様で柔軟な働き方の実現に努めること。

(2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)において、事業主は、国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組むこととされていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

(3) 女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置及びセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることが求められていることから、共済組合においては、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)等も踏まえ、適切に対応すること。

(4) 「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)においては、男性の育児休業取得率について、2025年までに、地方公務員、民間企業、国家公務員における割合を30%とする目標の達成が求められており、女性の登用については、2025年度末までに、都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合を30%(40%)と、都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合を16%(22%)と、民間企業の係長(課長)相当職に占める女性の割合を30%(18%)とする目標の達成が求められていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

(5) テレワークについては、働き方改革や業務効率化、感染症拡大の未然防止等のための有効な手段となっていることから、テレワーク導入事例や「テレワークセキュリティガイドライン(第5版)」(令和3年5月総務省策定)等を参考に、テレワークの推進にできるだけ取り組むこと。

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染を予防するため、地域の感染状況に応じて、職場における新型コロナウイルス感染症の感染予防のための取組(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、換気励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等)とともに、必要な業務継続を前提とした在宅勤務(テレワーク)やローテーション勤務等による出勤者数の削減、時差出勤による人と人との接触の低減、出張等による移動を減らすためのテレビ会議等の活用等の取組を推進すること。

また、感染症発生時における機能維持及び必要な業務継続を図るため、業務の優先順位を検討し、感染症発生時に継続すべき業務については、組織全体として必要な業務体制の確保を図ること。

4 地方公共団体において人事評価制度が実施されていることを踏まえ、共済組合においても、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国や地方公共団体の人事評価制度・運用を参考に、共済組合の実情に応じて公正かつ客観的な人事評価制度に取り組むこと。

5 (1) 共済組合の事務処理については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等関係法令を遵守しつつ、共済組合を組織する地方公共団体における取組を勘案し、事務・事業の整理、民間委託、ICTの利活用、人事管理の適正化等を積極的に推進する等、一層の経費の削減につながる事務処理を行うこと。

その際、事務用品経費及びシステム開発等経費の削減、ICT化によるペーパーレス化、タクシー・ハイヤーの利用の在り方、出張旅費の削減、会議等の在り方については、次のことに留意すること。

- ① 事務用品及びシステム開発等については、地方公務員等共済組合法等関係法令を遵守の上、原則として、入札等の手続によること。
- ② ICT化によるペーパーレス化については、ICT化に係る費用とペーパーレス化の効果の関係を十分検討すること。
- ③ タクシー・ハイヤーについては、
 - ア 手荷物等の運搬の場合
 - イ 業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合
 - ウ 通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合
 - エ 出張の目的又は用務の内容により、タクシーを利用することが合理的である場合又は公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合
 - オ 健康管理上特に必要性が認められた場合等に利用すること。

また、帳簿等を備え、利用の都度、利用日時、目的地、利用目的、利用者名等の利用状況を記録し、利用者から領収書等を提出させ、管理すること。

④ 出張については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

また、出張旅費については、

- ア 行程等に支障のない限り、パック商品(運賃・宿泊代がセットになったもの)、割引航空券(普通航空券及び往復割引航空券を除く。)の利用を行い、利用後の航空券の半券、パック商品の領収書等を提出させ、管理
- イ 日当については、全行程で公用車等を利用する等、日

当で賄うこととされている交通費実費が伴わない方法による出張の場合又は午前のみ若しくは午後のみのお出張等で昼食を要しないことが明らかな場合は、日当の本来支給額の2分の1を支給すること。

⑤ 会議等については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

(2) 「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、LED照明等の省エネルギー・脱炭素型の製品への買換え及び多様で柔軟な働き方にも資するクールビズ・ウォームビズ等の身近な場面での取組み等により、脱炭素型ライフスタイルへの転換が求められていることを踏まえ、共済組合においては、これらの取組を実施するよう努めること。

6 (1) 職員による横領・収賄、飲酒運転及び個人情報漏洩等不祥事件を未然に防止する観点から、綱紀の粛正、服務規律の確保及び職務に係る倫理の保持には、一層の徹底を図ること。

(2) 資金を扱う業務(年金の支払い、医療給付金の還付、資金運用、宿泊施設における売上金管理等)については、1人の職員ですべての事務を行うことのないよう、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討し、責任の所在を明確化することにより、管理体制及び運用の両面からの事故防止対策を図ること。

(3) インターネットバンキングを利用する場合には、契約者番号やパスワードを適切に管理するとともに、送金指示を行う際には、上記(1)及び(2)の趣旨等を踏まえ、支払の決定行為を適正な手続を経て行うことや複層的なチェック体制を十分に整えること等に留意すること。

7 契約事務を含む経費の執行に当たっては、いやしくも社会的批判を招くことのないよう、法令の規定を遵守することはもとより、事務手続のより一層の透明性及び公平性を確保すること。また、経費の執行については、その必要性及び内容について十分な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取扱いに準じて、疑念を招くことのないように適切なものとする。その際、契約や経費支出に関する諸規程に必要な改善を加える等適正な対応を図ること。

併せて、執行担当職員に対する権限の集中を避け、管理監督者の責任体制を確立するとともに、部内における相互けん制機能の発揮に努めること。

8 (1) 共済組合において策定する個人情報の保護に関する規程は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号から第9号まで)の内容を踏まえたものとし、個人情報を取り扱う事務の処理方法及び個人情報保護の重要性に関する研修等を通じて担当職員の育成を行うことにより、引き続き個人情報の適正な管理を確保すること。

また、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、個人情報保護委員会及び当課に速やかにその旨を報告すること。

(2) 保険者番号及び組合員等記号・番号(以下「組合員等記号・番号等」という。)の取扱いについては、法令において、共済組合は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならないとされていることから、組合員等記号・番号等の告知を求める際には、その必要性を事前に十分に検討すること。

(3) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第13条の規定に基づく指定を受けた共済組合4法人については、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づく万全の対策を講ずるとともに、地方公務員共済組合連合会や業務委託先とも連携を強化し、情報セキュリティマネジメントシステムのPDCAサイクルを適切に実行することを通じて、組織全体の情報セキュリティ水準の維持・向上を図ること。特に、「独立行政法人等における情報セキュリティインシデント発生時の対応とその予防について」(令和2年9月29日総務省大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室長通知)を踏まえ、インシデントの発生防止及び発生時の影響低減のための対策の実施、インシデントが発生した場合の当課への速やかな連絡や通信ログの取得・保存等、適切な調査や対処を可能とする対策を実施すること。

また、その他共済組合については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和4年3月25日総務省地域情報政策室公表)等を参考とし、情報セキュリティに関する適切な対策を講ずること。

特に、マルウェアEmotetの感染が再度拡大している状況であるなど情報セキュリティインシデントに至る可能性が高まっていること を踏まえ、不審メールへの対処方法の周知など職員へのセキュリティ教育を徹底すること。

(4) Twitter及びFacebook等のいわゆるSNSを利用するに当たっては、共済組合の服務規程等を遵守し、上記(3) 掲載のガイドライン、「総務省公式SNS(Twitter及びFacebook等)運用方針」(平成25年6月11日総務省政策評価広報課広報室公表)及び「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」(平成25年6月28日総務省人事・恩給局参事官室公表)等を参考に、適切に利用を行うこと。

なお、利用に当たって多数の批判的コメントが寄せられた場合には、直ちに補足説明若しくは謝罪等の投稿を行うか又は静観等の対応を行うかを決定し、事態の解消を図ること。

9 (1) 国においては、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき定められた「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月28日閣議決定)に基づき業務継続計画の策定が求められていること及び地方公共団体においては、「地方公共団体における業務継続計画の策定について」(令和4年3月30日消防第70号消防庁国民保護・防災部防災課長通知)に基づき業務継続計画の策定が求められていることにかんがみ、共済組合においても、国の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の取扱いを勘案して、業務継続計画の策定や内容の充実に向けて検討すること。

(2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条第1項の規定に基づき策定された「防災基本計画」(令和4年6月17日中央防災会議決定)において、国等が住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄等の普及啓発を図ることとされていることにかんがみ、共済組合においては、適切な備蓄等を行うよう努めること。

10 臨時・非常勤職員に係る組合員の資格取得の手続きについては、引き続き所属所とも十分に連携を図り、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第2条第1項第5号から第7号等に定められた要件を適切に適用していくこと。

11 組合員の標準報酬の決定及び改定に当たっては、当該標準報酬の額が掛金・負担金や給付額の算定に用いられることについて十分理解の上、適切に実施すること。

特に、いわゆる随時改定、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定に係る算定基礎額の確認に当たっては、改定すべき要件を満たしているか、算定した額が著しく不当なものとなっていないか等について確認し、適切に対応すること。

なお、一定の要件を満たす場合は、いわゆる保険者算定を行うことに留意すること。

12 (1) 共済組合が年金受給者や関係機関に送付する帳票等の様式や記載内容については、作業プロセスの中で、組織内でのチェック体制を強化し、その正確性に万全を期すこと。

(2) 給付に関する事務処理については、地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)(以下「施行規程」という。)第119条の規定等を踏まえ、各共済組合で定める標準処理期間に則り、適切に事務処理を行うこと。

13 組合員及びその被扶養者並びに年金受給者に対し、共済組合制度についての認識及び理解を深めるよう積極的に広報活動を行い、その周知徹底に努めるとともに、相談業務の充実強化を図ること。

また、定年引上げを踏まえ、地方公共団体においては、60歳に達する職員に対して、60歳以後の任用、給与、退職手当の制度に関する情報提供を行うこととされていることから、共済組合においては、地方公共団体と連携し、年金制度等の情報提供を行うこと。

14 共済組合以外の実施機関が発出するねんきん定期便に係る年金受給権者等からの照会内容のうち、被用者年金一元化前の共済組合制度の内容に係るものについては、共済組合において責任を持って対応すること。

15 地方公共団体においては、生涯生活設計及び健康保持増進等のライフプラン関連施策の計画的な推進が図られているところであるが、共済組合においても地方公共団体と協力しつつ、その推進を図ること。なお、この場合の費用については、当該事業の実施主体等の役割分担、対象者の受益度等を勘案して適切に負担すること。

また、共済組合がライフプラン関連施策の推進を図る場合には、一般財団法人地域社会ライフプラン協会の諸事業との協力及び連携に十分留意すること。なお、平成29年1月から、地方公務員も個人型確定拠出年金に加入できるようになった点にも留意すること。

16 個人番号を含む特定個人情報の保護については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)等に基づき、適切に対応すること。

17 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、情報照会・提供機関として、適切に対応するとともに、被扶養者の認定、年金の給付等に関する事務において積極的に活用すること。

また、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)により、受給者が登録した「公的給付支給等口座」の活用が、短期給付については令和4年10月から既に開始され、長期給付については令和5年3月から開始される予定であることから、遺漏のないよう適切に対処すること。

18 共済組合における押印・書面・対面規制については、「地方公務員共済組合における押印・書面・対面の手続見直しについて」(令和2年12月28日総行福第318号総務省自治行政

局公務員部福利課長通知)及び「組合員が地方公務員共済組合に対して行う申請等のオンライン化について」(令和3年12月24日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡)を踏まえて手続きの見直しを行うとともに、電子メールでのオンライン化等が行えるように取り組むこと。

- 19 共済組合が法令に基づいて行う承認申請等については、事前に必要書類の確認等を行い、遺漏のないようにすること。

また、事業報告書等の法令に基づく報告や各種統計・調査照会に係る回答データについては、組織内でのチェック体制を強化し、その正確性に万全を期すこと。

- 20 組合会会議録や事業及び決算に関する報告書(以下「会議録等」という。)については、組合のホームページに掲載するなど、組合員等が必要なときにいつでも会議録等を閲覧することができるよう環境整備に取り組むこと。

2 短期給付に関する事項

- 1 短期給付事業の実施に当たっては、制度改革や医療費の増高等の短期給付事業を取り巻く状況を十分把握の上、健全な事業運営が確保できるよう努めること。
- 2 短期給付財政については、共済組合全体として年々厳しくなっており、財政状況が窮迫している共済組合が増加していることから、その健全性を確保するため、不適正な医療費を排除する観点に立ったレセプト審査の強化や、短期給付財政の安定化に資するための計画(データヘルス計画)に基づく、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、総合的な医療費の適正化対策を積極的に実施すること。
- 3 ジェネリック医薬品については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和3年6月18日閣議決定)において定められた使用割合の目標値をおおむね達成しているが、差額通知の発出等、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組を引き続き実施すること。
併せて、共済組合の医療費の実態の関係者への周知、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動の強化等、医療費増高対策についても引き続き積極的に実施すること。
- 4 附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえ、その見直しを行うとともに、他の医療保険制度との均衡を十分勘案して適正に定めること。
- 5 柔道整復師の施術及びはり・きゅうの施術に係る療養費の支給に係る取扱いについては、それぞれ「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日保発0524第2号厚生労働省保険局長通知)及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」(令和4年5月31日保発0531第2号厚生労働省保険局長通知)等により示されているところである。
柔道整復師の施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を求めているが、はり・きゅうの施術に係る療養費の

支給にあつては総括票の添付を要していないことから、共済組合において総括票の添付を求めようとする場合には、共済組合と施術者との間で総括票の取扱いを協議する必要があること等に留意の上、療養費の支給事務に遺漏のないように適切に行うこと。

- 6 東日本大震災の被災組合員等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)その他の措置により、一部負担金の支払の免除措置等が講じられてきたところであり、福島原発事故による避難指示等対象地域の一部の住民については一部負担金の免除措置が継続されているところであるが、今後の取扱いについてはその動向に注視すること。
- 7 組合員及び被扶養者については、令和5年度においても引き続きマイナンバーカードの取得及び健康保険証として利用申込みを推進すること。
また、政府において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指すための環境整備等の取組が進められているが、オンライン資格確認等システムの運用のためには、医療保険者等が医療保険者等向け中間サーバーに登録する資格情報等の正確性が極めて重要であることから、引き続き資格情報等の正確かつ迅速な登録・修正事務に遺漏のないように適切に行うこと。
- 8 被扶養者の認定については、地方公務員等共済組合法運用方針、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」(令和3年5月13日総行福第129号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について」(令和4年9月29日総行福第313号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)及び「組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」(令和3年3月31日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡)等の取扱いに遺漏のないよう適切に対応すること。

3 長期給付に関する事項

- 1 長期給付については、平成27年10月の被用者年金の一元化に伴い、公務員の厚生年金への加入及び「年金払い退職給付」制度が創設されたところである。共済組合においては、いわゆるワンストップサービスの実施や2以上の種別の被保険者期間を有する者に係る在職支給停止等の各種事務手続きについて、共済情報連携システムを効果的に活用すること等により、引き続き遺漏のないよう適切に対処すること。
- 2 年金制度全般に対する職員の理解の一層の促進を図り、組合員原票の移管、全組合員期間に係る標準報酬(給与)記録の管理、国民年金制度における第3号被保険者の届出経由、基礎年金の支払い、加給年金額対象者のデータ管理、併給調整に関する情報交換並びに雇用保険給付及び老齢厚生年金に係る調整対象者の調査把握等の事務処理については遺漏のないよう努めること。

- 3 長期給付に係る事務処理については、年金事務機械処理標準システム及び住民基本台帳ネットワークシステム等の活用により事務の省力化及び迅速化を一層推進し、年金受給者の便宜にも一層配慮すること。
- 4 年金の支給額の誤りを防止するため、年金の裁定、決定及び改定並びに支給に当たっては、職員の事務分担及び責任の所在を明確化し、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討する等、その管理体制及び運用の両面から適正を期するとともに、受給権者の生存の事実等の現況を正確に把握し、過誤払いの防止に努めること。
- 5 令和5年4月施行のみなし繰下げ申出制度の導入等について組合員及び年金受給者へ引き続き周知するとともに、当該制度改正の内容について問い合わせがあった場合には丁寧に説明すること。
- 6 年金の支給事務に当たっては、被用者年金一元化に係る実施機関が複数あるため、当該共済組合における事務の遅滞等により他の実施機関における年金の支給事務に影響が及ぶことのないよう適切に対応すること。
- 7 組合員及び年金待機者の利便の向上並びに将来の年金請求に係る意識付けを図るため、地共済年金情報Webサイトを効果的に活用し、本人への年金情報提供を適切に行うこと。
- 8 組合員期間及び標準報酬(給与)情報等の年金個人情報取扱いについては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81

号)その他関係法令を遵守することはもとより、情報漏洩対策を講じるほか、地方公共団体情報システム機構が作成するチェックリストを活用すること。

- 9 年金制度に対する信頼を確保するため、年金受給者に対するサービスの一層の向上に努めること。例えば、年金決定請求書のターンアラウンド方式化等、年金受給者等に提出を求める書類については、法令の規定の範囲内で提出する者の便宜に十分配慮したものとすることや、給付の決定内容の通知及び振込金融機関の取扱いについては、できる限り受給者の便宜に配慮すること。
- 10 地方公務員等共済組合法施行規程第164条の9又は第164条の10の規定に基づき、組合員等に対して発出した通知が当該組合員等の住所不明等の理由により返送された場合は、できる限りの手段を講じ、当該組合員等に通知が届くよう努めること。
- 11 「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年7月3日総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号)及び共済組合が定める基本方針等に基づき、適切に積立金の管理及び運用を行うこと。
また、積立金の運用に当たっては、適切な資金運用計画を作成し、社債等については取得後も適格格付機関からの格付けを確認する等運用対象商品の特性等に留意しつつ、常に金融市場の動向に注意を払いながら、最新かつ正確な情報を迅速に分析し、的確な判断を行う等により、長期的な観点から安全かつ効率的な運用に努めること。

4 保健事業に関する事項

- 1 (1) 保健事業については、短期給付事業の財政状況にかんがみ、組合員及びその被扶養者(以下「組合員等」という。)の健康教育、健康相談及び健康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資する事業を重点的に行うこととし、事業の実施に当たっては、データヘルスの観点から健康・医療情報を活用した組合員の健康課題の分析や評価等を行い、事業が効果的かつ効率的に実施されるよう計画を策定し、PDCAサイクルに沿った事業実施に努めること。
(2) 令和5年度においては、第2期データヘルス計画の実績評価を行うとともに、その評価結果並びに医療費分析及び健康リスク分析から健康課題を適切に抽出し、その課題を解決するための効果的な対策や事業を検討した上で、第3期データヘルス計画(令和6～11年度)を策定すること。その際、今後、厚生労働省から示される「データヘルス計画作成の手引き」や、当課が別途通知するデータヘルス計画策定に係る留意事項等も踏まえて対応すること。
- 2 (1) 人間ドック、がん検診及び生活習慣病検診等疾病予防に資する事業については、特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施と併せて、地方公共団体における厚生事業と共同で実施する等その充実に努めること。
なお、特定健康診査等の実施に当たっては、厚生労働省が、全保険者の特定健康診査等の実施率を公表していることに留意すること。
(2) 地方公共団体が事業主として実施する健康診断の内容と十分に調整を行うとともに、当該健康診断を地方公共団体からの委託等により実施する場合には、当該地方公共団

体に対して適正な費用負担を求めること。

- 3 組合員の健康の保持増進のためには、共済組合と事業主である地方公共団体等が積極的に連携し、疾病予防や健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施するコラボヘルスの取組が重要であること。なお、その実施に当たっては、「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に対する連携・協働の推進について」(令和元年12月26日総行福第94号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、健康スコアリングレポートや医療費データの分析結果等を地方公共団体等に送付し、健康課題を把握させ、保健事業の必要性について理解が促進されるよう努めること。
- 4 組合員及びその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たっては、地方公務員等共済組合法第112条第3項に基づき、地方公共団体等に対し、組合員等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求めることが可能であることから、これを活用し、組合員等の健康状態や疾病の可能性・リスク等を的確に把握した上で、各々の健康状態等に応じた事業を行うよう努めること。
- 5 保健事業については、後期高齢者支援金の加算・減算制度において、ペナルティ(加算率)が段階的に上げられる一方で、予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブがより重視されていること等を踏まえ、短期給付財政の安定化・健全化という観点からも、特定健康診査等の実施率の向上等だけではなく、制度の枠組みに沿った事業の積極的な実施に努めること。
また、特定健康診査等や後期高齢者支援金の加算・減算制度については、引き続き国の動向を注視していくこと。

- 6 過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)において、国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある者及びその親族等が過労死等に関し相談することができる機会の確保等、過労死のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対処を行うものとされていることを踏まえ、電話による健康相談や、臨床心理士・カウンセラーの面談によるメンタルヘルス相談等、組合員等の利用推奨を図るとともに相談体制の充実に努めること。
- 7 宿泊施設利用助成事業については、公務出張における宿泊では助成券を利用することができない等助成券の利用範

囲等について組合員に十分周知すること。

また、組合員のうち、特定の者への利用に偏ることがないよう助成の在り方について十分留意するとともに、組合員等に対する交付手続及び組合員等以外の者による不正利用を防ぐための交付手続の厳格化、契約施設での組合員証の確認の徹底その他の方策を検討、実施の上、事業の適切な実施の確保に努めること。

- 8 従来から継続している事業は、これを漫然と計画することなく、分析・評価を行い、効果が希薄と思われる事業は見直すこと。

5 宿泊事業(保健事業として実施しているものを含む。)に関する事項

- 1 宿泊施設の運営に当たっては、「旅館業の振興指針」(令和2年3月5日厚生労働省告示第52号)を踏まえ、旅館業法(昭和23年法律第138号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)、アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、消防法(昭和23年法律第186号)、健康増進法(平成14年法律第103号)等の関係法令の規定を遵守すること。
- 2 宿泊施設は、本来、組合員の福祉を増進することを目的としており、その利用については、組合員を中心とすべきものであることから、組合員のニーズに沿ったサービスを展開すること。また、組合員をはじめとした顧客に対する積極的なPRはもとより、その利用に対して便宜を図ること等により効率的な利用に資する努力を行うとともに、弾力的に料金を設定し、施設職員の研修を充実させて接客サービスを向上すること等により、組合員を中心とする利用率の向上を図ること。
- 3 宿泊施設の運営については、組合員のニーズを踏まえ、施設の経営の実態を的確に把握し、需要の動向及び経営環境の変化等の的確な分析に基づく適切な経営計画の策定や今後の経営見通しについて検討をすること。
また、運営委託費の見直しや業務委託等の推進による人件費等の経費の削減、利用率を向上するためのサービスの拡充や利用料金の見直し等による収入の増加を図り、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないよう、独立採算の確保により一層努めること。
- 4 今後の経営見通しについて検討した結果、現状のままで経営が困難である施設や他経理からの繰入金及び借入金恒常的に必要であり独立採算の確保が困難と見込まれる施設については、外部の専門家に委託して経営診断を実施すること等によりその原因の分析を行い、抜本的な経営改善対策又は施設の存廃について十分に検討し、速やかに所要の措置を講ずること。
この場合、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理すること。
併せて、関係者に対する説明や周知について、適切に対応するとともに、施設を整理する場合は、従業員に対する退職後の就業支援を行う等、必要な対応を行うこと。
- 5 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少に起因する収入の減少から、施設の運営に必要な資金が不

足すると見込まれる場合、収入の減少を賄うために必要最低限の金額を限度として、他経理から宿泊経理に対する施行規程第7条の2第1項による繰入れや施行規程第13条による貸付けにより対応して差し支えないものであるが、この場合においても、当該他経理への影響を十分考慮の上、施設収支の実態把握や将来の経営見通しを立てて必要な対応を検討するとともに、関係者に対する丁寧な説明や周知を適切に行うこと。

(2) 他経理からの繰入金や貸付金が一時的ではなく引き続き必要となる場合については、外部の専門家による経営診断の実施や、それを踏まえた抜本的な経営改善対策の検討を行う等、今後の対応に向けて必要な対策を講ずること。

この場合、新型コロナウイルス感染症の影響下における組合員のニーズを再検討し、事業別の経営状況の分析を行い、当面の対応のみならず、ポストコロナを見据え、中長期的な対策を講ずること。

- 6 施設運営の一部又は全部を委託する場合は、以下の点に留意すること。
 - ① 委託先の選定に当たっては一般競争入札を原則とし、これにより難しい場合にあっては、競争性、公平性及び透明性等が十分に確保される方法によること。
 - ② 委託先から、事業報告書及び決算書のほか、施設の経営分析に必要な情報や委託先の業務体制や業務内容に関する資料について、定期的に報告を求め、委託によるサービスの向上やコストの削減が図られているか、十分に精査すること。
 - ③ 委託契約は適切な期間を定めて締結するとともに、現委託先との契約を安易に継続することなく、業績の評価を行った上で、適宜見直しを行うこと。
 - ④ 委託先の経営状況についても定期的に報告を求める等、常に安定した施設運営が確保されるよう努めること。

- 7 新たな施設の建設又は増築は、原則として行わないこと。また、組合員の新たなニーズに対しては、民間施設の利用を基本とすること。

仮に、施設の改良を行う場合には、地元の経済団体、旅館組合等との調整をよく行い、民間施設と競合しないように配慮すること。

また、施設の改良又は改修を行う場合には、有効性及び効率性の観点から、費用に見合った効果が得られるかどうか十分に検証した上で、十分な自己資金を含めた資金計画を立てて行うこと。

6 貯金事業に関する事項

最近における経済及び金融情勢の動向にかんがみ、支払利率の設定に当たっては、慎重に行い安全な範囲内にとどめること。また、今後の預金支払いの動向を踏まえ、将来にわたり持続可能な資金管理を行うこと。

なお、仕組債については、(1) 複雑な条件が附されてい

る、流動性に乏しく長期保有を余儀なくされる等リスクの高いものを資産に組み入れないこと、(2) これら以外のものについても、資産への組入れ割合を十分に考慮することに留意の上対応するとともに、現に保有するハイリスクな仕組債については、時機を見て適宜処分すること。

7 貸付事業に関する事項

1 資金の貸付けについては、年度間を通ずる的確な資金計画の作成、期末・勤勉手当からの償還制度の活用等により資金の効率的運用を図ること。

2 貸付けの実施については、借入申込時にその内容及び借受人の償還能力等について共済組合が十分調査する等貸付要件の厳格化及び事前審査の充実を図り、貸倒れ事故防止のため、より一層の措置を講ずるとともに、未償還元金金の回収に努めること。

3 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた自然災害による被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月25日自然災害によ

る被災者の債務整理に関するガイドライン研究会公表)による債務整理の申出があった場合の取扱いについては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて」(平成28年12月8日総行福第212号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)により運用しているところであり、引き続き遺漏のないよう対応すること。

4 財形住宅貸付制度については、子育て中の組合員に対し貸付利率を引き下げる特例措置の実施や自然災害により住宅に被害を受けた組合員に対する貸付利率の引き下げ等、その制度の周知に努めるとともに、他の住宅資金貸付等についても必要に応じ資料を提供する等、組合員の生活の安定に資するよう配慮すること。

8 物資事業に関する事項

1 物資事業の実施に当たっては、事業内容について十分検討を行うとともに、組合員の意向を勘案した適切な方法により行うこと。この場合における物資の供給については、共済組合、組合員及び業者との三者間の契約によってのみ行うこと。なお、事業の実施に当たっては、的確な運営を行い、独立採算の確保について十分に留意すること。

2 物資事業に関する事故を防止するため、事務所に多くの現金等を保管せず、口座への振込みをこまめに行うとともに、持ち出しが容易な金庫への保管を避ける等、現金等の適切な管理を徹底すること。

3 物資購入票の不正利用対策として、所属所における物資購入票の管理等を厳格化するとともに、組合員に対して利用方法等の周知徹底を図り、事業の適切な実施の確保に努めること。

9 事業計画及び業務経理予算の作成に関する事項等

1 事業計画の策定に当たっては、効率的な事業計画に資するため、経理ごとに、あらかじめ、年度間、四半期及び月間を通ずる資金計画を立てること。

2 制度改正及び年金受給者の増加に伴い、事務費の増高が引き続き見込まれている一方で、地方公共団体においては人件費を中心とする行政経費の節減が図られていることから、その積算に当たっては、事務に要する経費の見直しを行い、より一層の節減・合理化を図ること。

3 業務経理予算の作成については、次のことに留意すること。
① 職員給与等
職員給与等の積算に当たっては、定数又は現員のいずれか

少ない方で積算すること。

併せて、退職給与引当金については、前事業年度末において計上すべき退職給与引当金の額から前々事業年度末の退職給与引当金を控除した額(当該額の計上が困難な場合は、給料年額の12分の2以上の額)を計上すること。

② 厚生費

健康診断に要する費用のみを計上すること。

③ 事務費

事務費については、原則前年度の予算額を超えることのないよう見直しを行い、必要最小限の額を計上すること。

④ 上記第1から第8までに掲載されている内容を踏まえて、所要の経費を計上すること。

令和5年度の年金額改定について お知らせします

[厚生労働省年金局年金課]

ご紹介

総務省から、本日(1月20日)、「令和4年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表されました。
これを踏まえ、令和5年度の年金額は、法律の規定に基づき、新規裁定者(67歳以下の方)は前年度から2.2%の引き上げとなり、既裁定者(68歳以上の方)は前年度から1.9%の引き上げとなります。

《令和5年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例》

	令和4年度(月額)	令和5年度(月額)
国民年金 ^{※1} (老齢基礎年金(満額):1人分)	64,816円	66,250円 (+1,434円)
厚生年金 ^{※2} (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	219,593円	224,482円 (+4,889円)

※1 令和5年度の既裁定者(68歳以上の方)の老齢基礎年金(満額1人分)は、月額66,050円(対前年度比+1,234円)です。

※2 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

年金額の改定ルール

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者(67歳以下の方)の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者(68歳以上の方)の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和5年度の年金額は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率(2.8%)を、既裁定者は物価変動率(2.5%)を用いて改定します。

また、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整(▲0.3%)と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整(▲0.3%)が行われます。

よって、令和5年度の年金額の改定率は、新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%となります。

参考:令和5年度の参考指標

- ・物価変動率 ……2.5%
- ・名目手取り賃金変動率^{※1} ……2.8%
- ・マクロ経済スライドによるスライド調整率^{※2} …▲0.3%
- ・前年度までのマクロ経済スライドの未調整分^{※3} …▲0.3%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたものです。

◆ 名目手取り賃金変動率(2.8%)

= 実質賃金変動率(0.3%) + 物価変動率(2.5%) + 可処分所得割合変化率(0.0%)
(令和元~3年度の平均) (令和4年の値) (令和2年度の値)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改革により導入されました。マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆ マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.3%)

= 公的年金被保険者総数の変動率(0.0%) + 平均余命の伸び率(▲0.3%)
(令和元~3年度の平均) (定率)

※3 「マクロ経済スライドの未調整分」とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する仕組みは、平成28年の年金制度改革により導入されたもので、現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

- ◆ 前年度までのマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)
- = ▲0.1%(令和3年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分)
- +
- ▲0.2%(令和4年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分)

国民年金保険料について

国民年金の保険料は、平成16年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限(平成16年度水準で16,900円)に達し、引き上げが完了しました。その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者(自営業の方など)に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成16年度水準で、保険料が月額100円引き上がり17,000円となりました。実際の保険料額は、平成16年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、令和6年度の保険料額は以下の通りとなります。

	令和5年度	令和6年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,520円 (▲70円) ※令和4年度は16,590円	16,980円 (+460円)

在職老齢年金について

在職老齢年金は、賃金(賞与込み月収)と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止する仕組みです。支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和5年度の支給停止調整額は以下の通りとなります。

	令和4年度	令和5年度
支給停止調整額	47万円	48万円

【参考】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などは、令和4年の物価変動率(2.5%)に基づき、2.5%の引き上げとなります。

			令和4年度(月額)		令和5年度(月額)	
①	母子家庭・父子家庭などに対する給付	児童扶養手当 (いずれも全部支給の場合)	(第1子)	43,070円	(第1子)	44,140円(+1,070円)
			(第2子)	10,170円	(第2子)	10,420円 (+250円)
			(第3子以降)	6,100円	(第3子以降)	6,250円 (+150円)
②	障害者などに対する給付※1	特別障害給付金	(1級)	52,300円	(1級)	53,650円(+1,350円)
			(2級)	41,840円	(2級)	42,920円(+1,080円)
		特別児童扶養手当	(1級)	52,400円	(1級)	53,700円(+1,300円)
			(2級)	34,900円	(2級)	35,760円(+860円)
		特別障害者手当		27,300円		27,980円(+680円)
		障害児福祉手当		14,850円		15,220円(+370円)
③	原子爆弾被爆者に対する給付※2	健康管理手当		34,900円		35,760円(+860円)
④	年金生活者支援給付金法に基づく給付	老齢年金生活者支援給付金		5,020円※3		5,140円※3(+120円)
		障害年金生活者支援給付金	(1級)	6,275円	(1級)	6,425円(+150円)
			(2級)	5,020円	(2級)	5,140円(+120円)
		遺族年金生活者支援給付金		5,020円		5,140円(+120円)

- ※1 この他、経過的福祉手当がある。
※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。
※3 これは基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間などに応じて算出される。

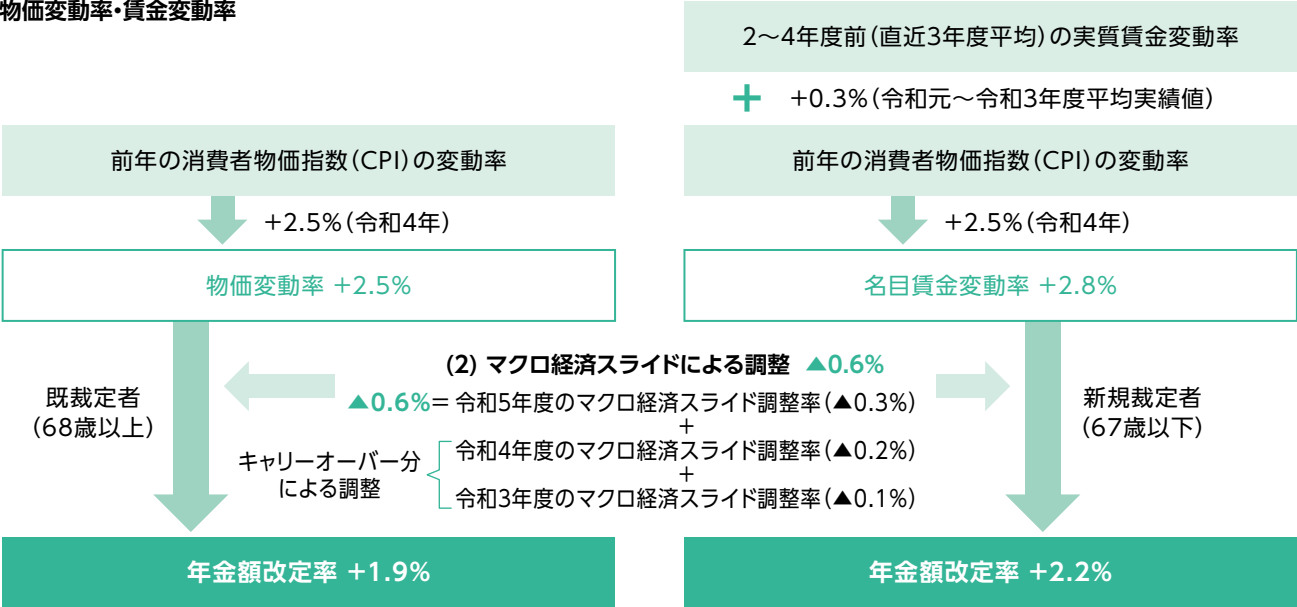
【参考資料】

令和5年度の年金額の改定(スライド)について

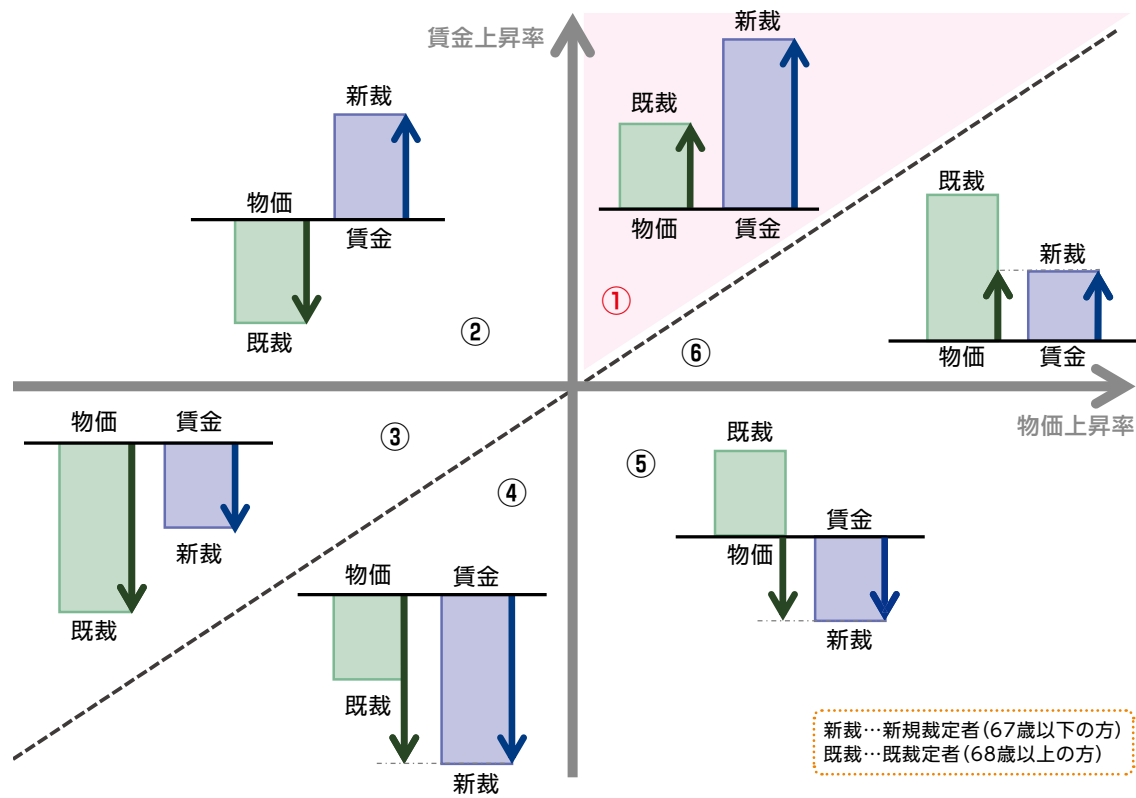
年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっている。名目賃金変動率が物価変動率を上回る場合は、新規裁定者(67歳以下)は名目賃金変動率を、既裁定者(68歳以上)は物価変動率を用いて改定する。

この結果、令和5年度の年金額は、新規裁定者(昭和31年4月2日以後に生まれた方)は令和4年度から+2.2%の増額改定となり、既裁定者(昭和31年4月1日以前に生まれた方)は令和4年度から+1.9%の増額改定となる。

(1) 物価変動率・賃金変動率



年金額の改定(スライド)のルール

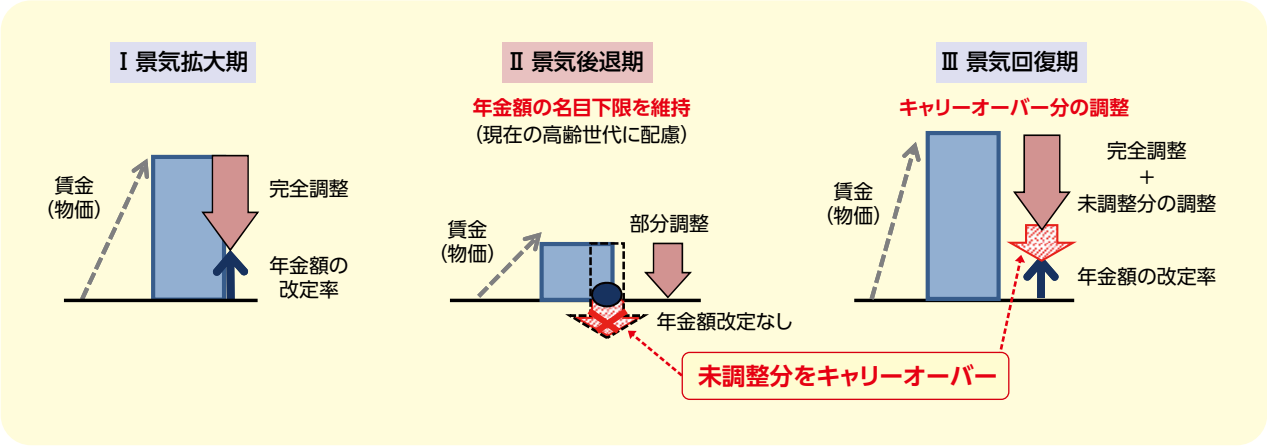


年金額の改定ルールの見直し(平成28年改正法)

- 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。
- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
 - ② 賃金・物価スライドについて、**支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点**から、賃金変動が物価変動を下回る場合には**賃金変動に合わせて改定**する考え方を徹底。【令和3年4月施行】

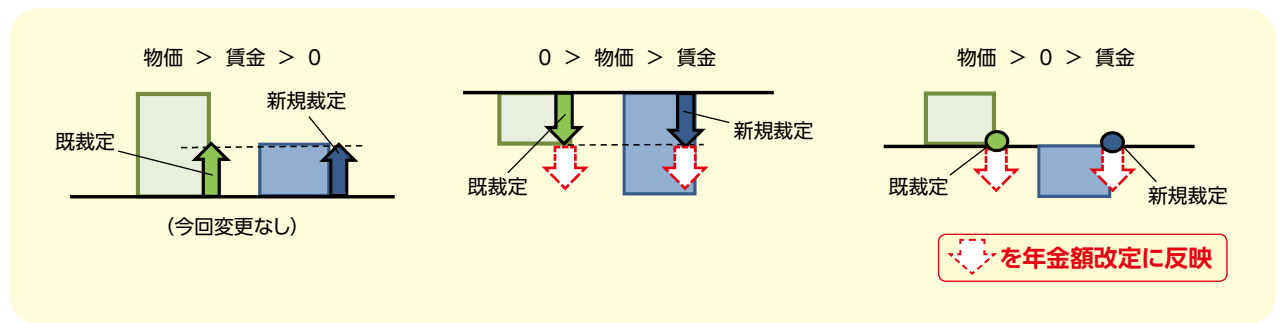
(1) マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し(少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整 (高齢者の年金の名目下限は維持)



(2) 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定

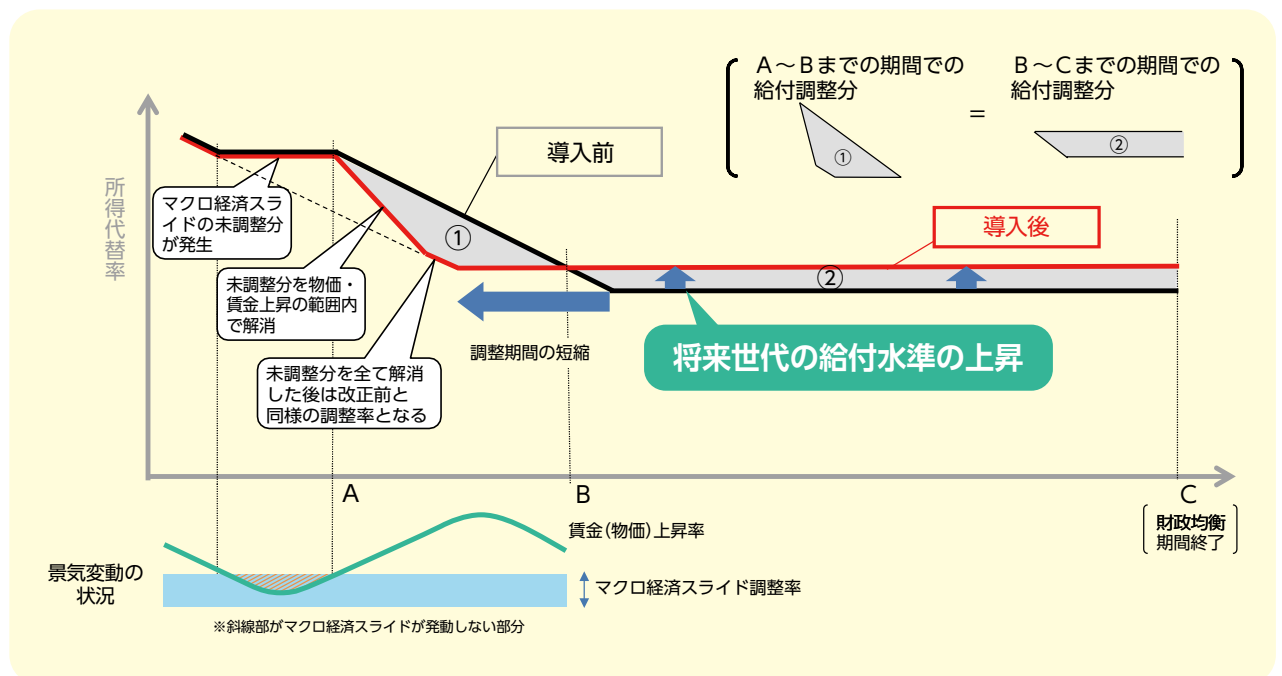


【参考資料】

マクロ経済スライド調整(キャリーオーバー)による年金給付水準への影響(イメージ)

景気悪化時に発生するマクロ経済スライドの未調整分を、景気が改善したときに解消することにより、将来世代の給付水準の上昇につながる。

<キャリーオーバー導入によるマクロ経済スライドの調整期間の短期化と給付水準の上昇のイメージ>



年金制度等の日誌

■ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	事項
R5.2.24	社会保障審議会年金部会 年金財政における経済前提に関する専門委員会(第2回)

■ 会議開催状況

2月15日 第138回役員会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和5年度事業計画及び予算の大綱(案)について
2月16日 第140回運営審議会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和5年度事業計画及び予算の大綱(案)について



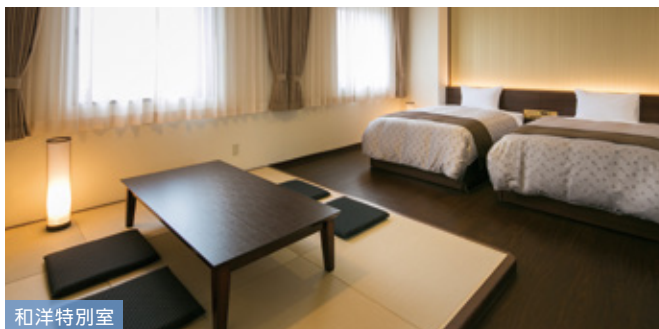
宿泊施設の 紹介

地方職員共済組合
愛知県支部

地方職員共済組合 愛知県支部

アイリス愛知

名古屋市の中心に位置していながら、名古屋城の南外堀に隣接しているので静かな環境、
官公庁や繁華街にも近くビジネスや観光の拠点に最適です。



和洋特別室



ツインルーム



レストラン「サザンクロス」



和食「銀河」



創作フレンチダイニング「グランシャリオ」



洋会議室



和宴会場

全室がシモンズ社製のベットを揃えた宿泊室は、高層階にあり眺めも抜群のうえ、「シングル」や「ツイン」だけでなく、「コネクティングルーム」や「和洋特別室」など、様々なニーズに合わせた宿泊室をご提供できます。

また、ホテル内の1階には明るくモダンなレストラン「サザンクロス」があり、最上階には創作フレンチダイニング「グランシャリオ」、和食を中心に旬の食材を使用した逸品料理が評判の「銀河」があります。

ご予約・お問合せ

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-5-10
☎ 052-223-3751 (代表)
☎ 052-223-3755 (宿泊予約専用)
🌐 <https://www.iris-aichi.com/index.htm>

交通のご案内

🚶 地下鉄桜通線「丸の内駅」4番出口より徒歩8分
地下鉄鶴舞線「丸の内駅」1番出口より徒歩8分
地下鉄名城線「名古屋城駅」4番出口より徒歩8分
🚗 名古屋高速「丸の内出口」から3分

愛知おススメ観光スポット

名古屋城・本丸御殿



1615年(慶長20年)、尾張藩主の住居かつ藩の政庁として建てられた、日本を代表する書院造の建物です。近世城郭御殿の最高傑作といわれ、城郭では天守閣とともに国宝第一号に指定されました。1945年(昭和20年)の空襲により惜しくも焼失しましたが、江戸時代の図面や記録、昭和戦前期に作成された実測図など貴重な史料をもとに正確に復元工事を進め、2018年(平成30年)、絢爛豪華な往時の姿が蘇りました。



オアシス21

都心にきらめく水と緑の宝箱『OASIS21』自然の力を最大限利用した地球にやさしいランドスケープ。たくさんのお店に、バスターミナルも併設されており、便利で楽しい施設です。

名古屋市科学館

「みて、ふれて、たしかめて」だれもが楽しみながら科学に親しめる国内屈指の総合科学館です。プラネタリウムは、限りなく本物に近い星座が再現されており、ドーム内径35mという世界一の大きさと映像クオリティがあります。



徳川美術館

侯爵徳川義親の寄附によって昭和6年に創立された財団法人徳川黎明会が運営している私立の美術館。収蔵品は徳川家康の遺品を中心に、世界的にも有名な「源氏物語絵巻」をはじめ国宝9件、重要文化財57件、重要美術品45件を始め一万数千件におよびます。

日本遺産「有松」の町並み

名古屋市内にありながら江戸時代の面影残すまち「有松」。江戸と京都を結んだ旧東海道の池鯉鮒宿(ちりゅうのしゅく)と鳴海宿(なるみしゅく)の間の茶屋集落で、絞り染めの産地として栄えました。絞り染めは、伝統工芸として今も受け継がれ、繁盛した商家の街並みは、往時の繁栄を今に伝えています。



愛・地球博記念公園(モリコロパーク)

2005年に開催された愛知万博(愛・地球博)長久手会場の跡地に開設された公園です。広々とした園内にはサイクリングコースなど自然体感型施設が充実。また、スタジオジブリの世界観を再現した「ジブリパーク」がオープンし人気を博しています。

岡崎城

今年の大河ドラマでおなじみ徳川家康が生まれた城です。1959年には天守が3層5階建てに復興され、2006年には日本100名城に選定されました。岡崎公園内にあり、園内には岡崎城のほか三河武士のやかた家康館、家康産湯の井戸、二の丸能楽堂、家康公遺言碑、からくり時計塔など見どころがいっぱい。





Pension Fund Association for Local Government Officials

<https://www.chikyoren.or.jp/>

地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>

公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>

警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>

東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第231号

令和5年3月発行

編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1

TEL 03(6807)3677(代)



表紙の写真:茶臼山高原「天空の花回廊 芝桜の丘」(愛知県北設楽郡豊根村)

「天空の花回廊」の名の通り、標高1358mの山頂周辺に広がる芝桜の花畑を楽しめるロマンチックな観光スポット。

22,000㎡の広大な敷地にピンク、白、淡青、青紫など色と形が違ふ40万株の芝桜が咲き誇っています。

周りには遮るものがないため、360°の大パノラマ! 青い空をバックにまるで空に浮いているかのような一面の芝桜は、もはや別世界です。

開花時期は5月中旬あたりから6月上旬です。